

家事援助スタッフについて

令和7年12月

※記載されている情報は、掲載時点のものです。

豊島区福祉部高齢者福祉課

目次

①はじめに

②家事援助スタッフの従事先について

<参考>家事援助スタッフ育成研修

修了生インタビュー

③研修修了後の流れ



①はじめに

総合事業、家事援助スタッフとは？

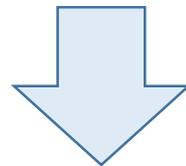
平成28年4月から、介護保険サービスのうち要介護度が比較的軽度の方を対象としたサービスが「**総合事業**」に移行しました。

要介護状態等の軽減、重度化の防止に向け、介護予防サービスを通じて「**ちょっと前の元気な自分を取り戻す**」ことを目指していきます。



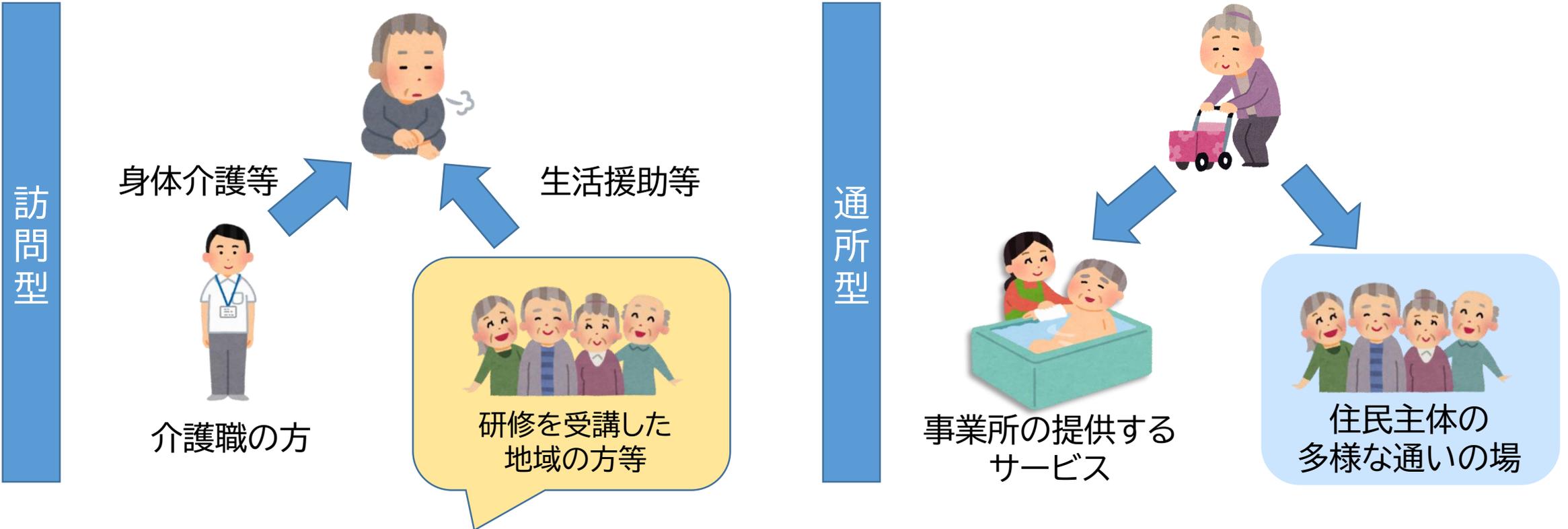
【サービスの担い手】

- 訪問介護員、医師、看護師などの専門職
- **地域住民**、民間企業、NPOなどの地域と密接な関係がある方々



様々な担い手が参画し多岐にわたるサービスを展開することで、地域の支え合い体制を構築
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる・生きがいのある生活を送れるよう支援

地域住民主体の多様なサービス



今回従事できる家事援助スタッフは、訪問型サービスの担い手として利用者の自宅に訪問し、掃除や洗濯などの家事援助のみを行います。

②家事援助スタッフの従事先について

	A型 訪問型サービス・活動A (としまいきいき訪問サービス)	B型 訪問型サービス・活動B (生活支援お助け隊)
就業先	介護サービス事業所 (豊島区指定事業所に限る)	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団 公益社団法人 豊島区シルバー人材センター
サービス利用対象者	要支援1・2の方	要支援1・2の方 チェックリストで「事業対象者」に該当した方
就業スタイル	正規雇用、非常勤雇用、パート、アルバイト	登録制
提供するサービス	掃除(居室内やトイレ、卓上等の清掃・ごみ出し・準備片づけ)、洗濯(洗濯・物干し・取り入れ・アイロンかけ)、ベッドメイク(利用者不在のベッドシーツ交換等)、衣類の整理・被服の補修、 一般的な調理 ・配下膳、買い物・ 薬の受け取り (日用品等の買い物等)	掃除(居室内やトイレ、卓上等の清掃・ごみ出し・準備片づけ)、洗濯(洗濯・物干し・取り入れ・アイロンかけ)、ベッドメイク(利用者不在のベッドシーツ交換等)、衣類の整理・被服の補修、配下膳、買い物(日用品等の買い物等)
	上記のうち、実際に行う業務はサービス利用者によって異なります。(契約内容に基づきます。) 身体介護は行いません。	
賃金	就業先による	【参考：シルバー人材センターの場合】 590円程度/30分 1,180円程度/60分
サービス提供時間	サービス内容により異なる	1回 30分 または60分
社会保険の加入	就業先による	なし(登録する団体によって労災のみある場合もあります)

<家事援助スタッフはどんな人に、どんなことをするの？>



Q.

どんな人のお宅へ
訪問するの？



A.

要介護認定申請の結果、「要支援1・要支援2」と判定された方。要介護度が比較的軽い方です。

その他、基本チェックリストにより「事業対象者」と判定された65歳以上の方です。

Q.

どんなサービスをするの？



A.

掃除や洗濯・調理などの家事援助です。

内容はケアマネジャーによるケアプランで決まりますので、そのプランどおりにサービスを提供します。（身体介護はしません。）

<興味はあるけど、自分でもできるかしら？>



Q.

ヘルパーの資格や経験
がなくてもできるの？



A.

介護保険制度改正により、家事援助であればヘルパーの資格がなくても従事できるようになりました。ただし、区で実施する研修を修了していただく必要があります。

Q.

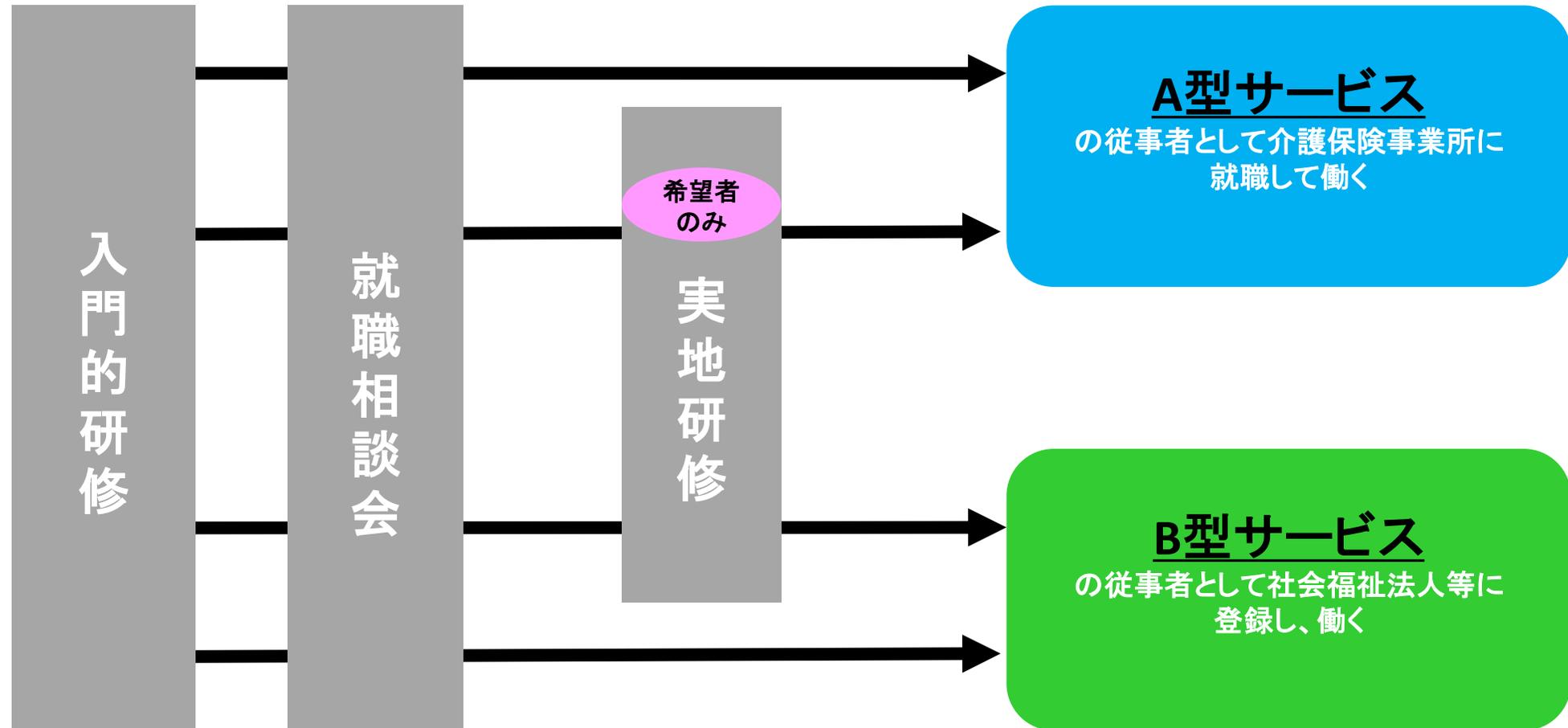
フルタイムで働かなく
ても大丈夫？



A.

就業先によって条件は異なります。B型サービスに登録して可能な範囲で働くことも可能です。

③研修修了後の流れ



<修了証>

すべての科目を修了した方に
修了証をお渡しします。

【表】

【裏】

年 月 日交付

 豊島区
TOSHIMA CITY

氏名

上記の者は、豊島区総合事業基準緩和サービス従事者育成研修(豊島区介護に関する入門的研修含む)のうち、訪問A及びBの従事に必要な科目の受講を修了したことを証する。

豊島区長 ○○ ○○ 

注意事項

- ・本証は、他人に貸与・譲渡することはできません。
- ・利用者宅へ訪問する際には、本証を必ず携帯してください。
- ・本証を紛失したとき、氏名・住所が変わったときは、下記までご連絡ください。
- ・本証により従事できるサービスは、豊島区で実施するサービスのみです。他の自治体が発行するサービスには従事できません。
- ・本証の有効期間は交付日より3年です。
- ・前述に関わらず、訪問型サービス・活動A事業提供事業所との雇用契約がある場合、本証の有効期間は、雇用契約終了日より3年とします（自動延長のため、再交付等の必要はありません）。
- ・前述に関わらず、訪問型サービス・活動B事業実施団体の従事者として登録がある場合、本証の有効期間は、登録期間終了日より3年とします（自動延長のため、再交付等の必要はありません）。

豊島区 福祉部 高齢者福祉課

配布資料について

左上に〈配布資料〉
の記載があります

I. 個人情報保護について

II. 不正の防止

家事援助スタッフに従事する
前にご一読ください。

〈配布資料〉 家事援助スタッフに従事する前にご一読ください

I 個人情報保護について

☆☆ 学習のねらい ☆☆

個人情報・プライバシーの保護の重要性と、情報漏えいの具体例や影響について理解する。

1 個人情報とは何か？～個人情報保護法から～

個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項において、次のように定義されています。

「この法律において『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」

【個人情報に該当する事例】 出典：平成 16 年厚生労働省・経済産業省告示第 41 号「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」より抜粋

- ・本人の氏名
 - ・生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）
 - ・防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報
 - ・個人別に付された番号、記号（会員番号、金融機関の口座番号、試験の受験番号等）
- ※趣味、身長・体重、病歴、賞罰、職歴等一見含まれないような情報も含まれる

2 プライバシーの保護

私たちの暮らしでは、「個人情報」と「プライバシー」という言葉はあまり区別することなく使われています。この 2 つの言葉は深く関係していますが、厳密に言えば、意味が異なります。「個人情報」とは、本人の氏名、生年月日、住所などの記述等により特定の個人を識別できる情報のことです。一方、「プライバシー」には「個人や家庭内の私事・私生活、個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。」（小学館「大辞泉」より）という意味があるほか、最近では、「自己の情報をコントロールできる権利」という意味もきめて用いられることがあります。

家事援助スタッフは、利用者の居宅を訪問してサービス提供を行う立場であり、必然的に利用者が他人に知られたくない部分にも触れてしまうことになります。そういったプライバシーに関わる情報を、絶対に外部（家事援助スタッフ同士、家事援助スタッフの家族も含む）に漏らしてはいけません。また、利用者が知られたくないことを無理に聞こうとしないことも大切です。プライバシーの漏えいは、家事援助スタッフとしての信頼を失うだけでなく、家事援助スタッフが所属する事業所、また区全体の信用を失うことになります。

その

1

利用者様の笑顔がやりがい

家事援助スタッフ育成研修を受講して

学業から離れて年月が経っており、当初は不安もありましたが、他の受講生も幅広い年齢層の方たちで、また、区の職員の方のフォローもあり、問題なく受講することができました。介護の仕事の需要は今後益々増えていくので、資格を取得することができて良かったです。

介護事業所で働いて

先輩方の丁寧な指導もあり、不安なく働き出す事ができました。入浴介助などは慣れるまで体力的に辛かったですが、自分なりにコツがつかめるようになってからは大分楽になりました。それぞれの利用者様に合わせ、工夫して介護することで、笑顔が見られたとき、とてもやりがいを感じます。

メッセージ

何事もチャレンジあるのみで、始める事で年齢やブランクは克服できると思います。迷っている方はぜひ受講してみてください。



(協力：千石にじの家)

家事援助スタッフ育成研修後

ステップアップし、介護事業所に勤務中
巴 貴美子さん

その

2

自分自身も元気をもらっている

受講のきっかけ

知人から介護の話を聞いていたので、少し興味がありました。たまたま3日間仕事がお休みで、チャンスだと思い受講しました。



家事援助スタッフの仕事をしてよかったこと

自分がどんどん元気になると実感していることです。

「笑顔が見たい。元気になってもらいたい」と願いながら就業しているうちに、自分自身も元気をもらっています。いくつになっても、人との出会いは大切なことだと思います。利用者様が、初めてお会いした時よりお元気になっているように見えるときは、嬉しいですし、励みになっています。訪問時に、世間話から趣味の話など、コミュニケーションの積み重ねが出来たことが良かったと思います。

メッセージ

男性でも問題なくできる仕事だと思います。少しでも興味があれば、この機会に一步踏み出し、行動することで自分の人生をますます謳歌してください。いい出会いが待っています。



シルバー人材センター会員として
家事援助スタッフに従事
休束 啓三さん

その

3

利用者様と一緒に楽しみながら働ける

家事援助スタッフ育成研修を受講して

区内の掲示板でこの研修を知りました。
介護や福祉についての知識は全くありませんでしたが、3日間という短い期間に、わかりやすく丁寧に教えてもらえてよかったです。

印象に残る利用者様とのエピソード

入浴嫌いの利用者様に、始めは全力で入浴を拒否されましたが、声掛けを工夫するなどして、今では楽しく入浴をしていただけるようになりました。
利用者様と一緒に楽しみながら働けるのが、この仕事の魅力だと思います。

メッセージ

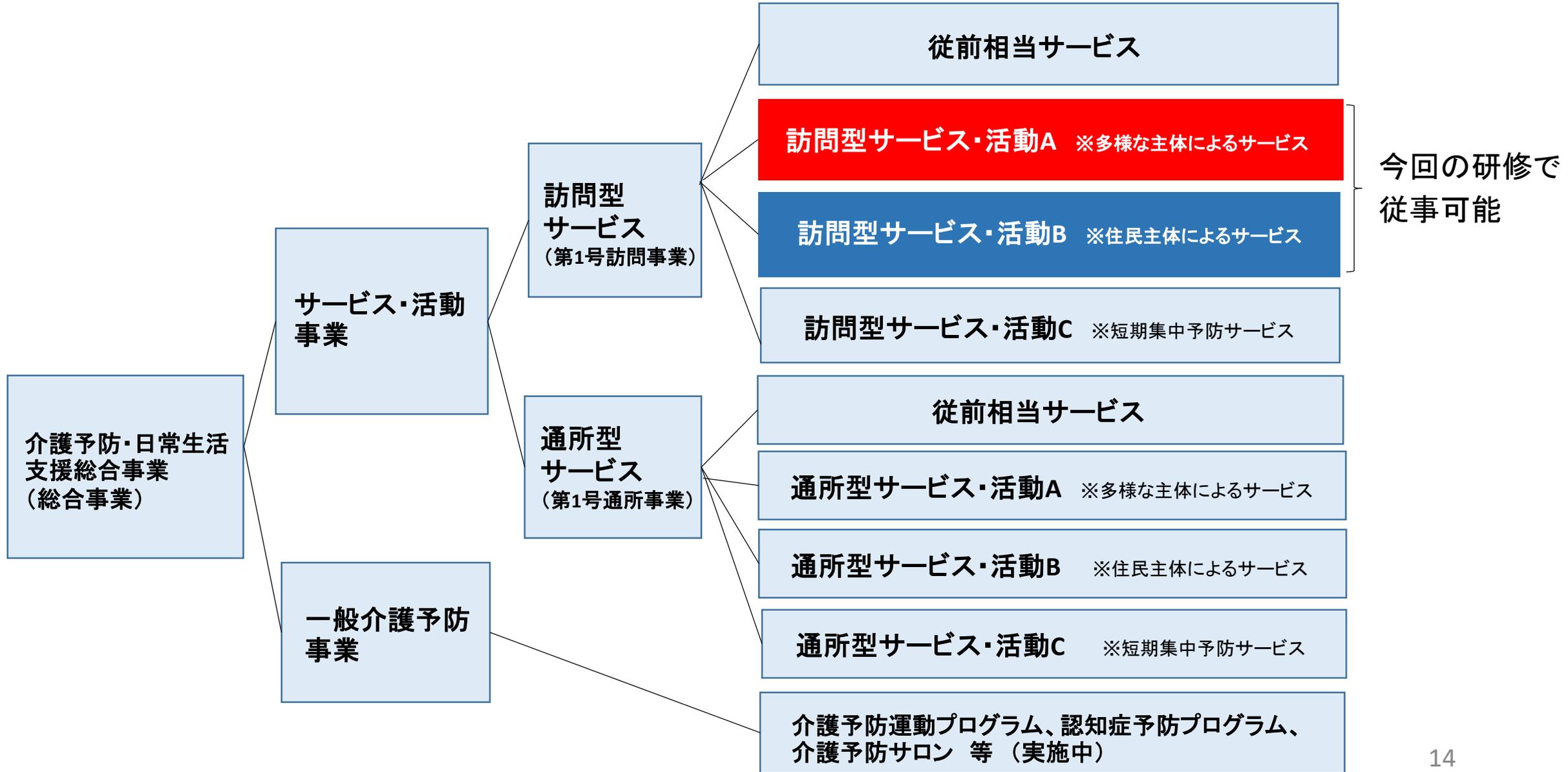
介護は、肉体労働で大変ですが、それ以上に学ぶこと
得られる事がたくさんあり、やりがいを感じます。



(協力：千石にじの家)

家事援助スタッフ育成研修後
ステップアップし、介護事業所に勤務中
馬場 理江さん

＜参考＞豊島区の総合事業の種類



家事援助スタッフに関する問い合わせ先

豊島区 福祉部 高齢者福祉課 総合事業グループ

TEL : 03-4566-2435

FAX : 03-3980-5040

Mail : A0029294@city.toshima.lg.jp